

# 大阪介護支援専門員協会堺ブロック規程

## 第1条（名称）

大阪介護支援専門員協会堺ブロック（以下 本会）は、堺市の各区に所在する公益社団法人大阪介護支援専門員協会の堺市堺区支部・堺市中区支部・堺市西区支部・堺市北区支部・堺市東区支部・堺市南区支部・堺市美原区支部（以下各区支部）をもって構成する。

## 第2条（目的）

本会は堺市内の全域において、介護支援サービス（以下「ケアマネジメント」と言う）の増進に寄与するとともに、資格、職域、所属、地域の枠を越え連携し、職業倫理の高揚に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通してその専門性を高め、資質の向上と介護支援専門員に関する知識・技術の普及を図り、もって堺市民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第3条（組織構成）

- （一）各区支部はそれぞれの区において活動を行い、本会は堺市単位での活動を行う。
- （二）各区支部長及び堺ブロック運営委員会(以下運営委員会)で選任された者(以下運営委員)から代表者(以下ブロック長)を互選する。
- （三）本会の事務局はブロック長が定める。
- （四）本会の運営は、以下の者で構成される堺ブロック運営委員会で協議、決定する。
  - ・ブロック長
  - ・各区支部長
  - ・運営委員
- （五）本会の運営のために、事業部会・委員会・機関等を設置することができる。

## 第4条（運営委員会）

- （一）運営委員会はブロック長が招集する。
- （二）運営委員会をやむを得ない事情で欠席する支部長は、代理を立てることとする。
- （三）運営委員会への出務費、各区支部役員出務費等については、支部長が所属する各区支部で検討し負担することができる。（概ね1回の参加につき500円程度）

## 第5条（任期・会期）

- （一）会期は、4～6月年次総会から次年度の総会までとする。
- （二）任期は2年とする。
- （三）ブロック長・各区支部長・運営委員に選任された者の再任、中途参加は妨げない。

## 第7条（その他）

- （一）本会は必要時に各区支部の事務につき代行できるものとする。

## 第8条（規程の改訂）

- （一）本会規程の改訂は、運営委員会にて議論した上で決定する。

この規程は、令和2年6月から施行する